

令和 2 年度

福島町議会
定例会 1 1 月会議

議会提出議案

説明資料

福島町議会

令和2年度福島町議会定例会 11月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件名	頁
発委9	議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について	1

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正について

1 改正の理由について

町は、今年10月7日の人事院勧告に基づき、特別職の期末手当支給月数を、現行の年「4.50月」から「0.05月」引き下げ、年「4.45月」に改定する条例を定例会11月会議に提案しております。

議会議員の期末手当については、平成28年度より特別職と同じ内容としていることから、議会議員についても、支給月数を年「4.45月」に引き下げようとするものです。

2 改正の内容について

期末手当の支給月数の改定内容は、次のとおりです。

・令和3年度以降

区 分		6 月 期	1 2 月 期	計
特 別 職		2.225 月	2.225 月	4.450 月
議 員	改定後 (A)	2.225 月	2.225 月	4.450 月
	現 行 (B)	2.250 月	2.250 月	4.500 月
	増減 (A - B)	△0.025 月	△0.025 月	△0.050 月

・令和2年度の取扱い

区 分		6 月 期	1 2 月 期	計
特 別 職		2.250 月	2.200 月	4.450 月
議 員	改定後 (A)	2.250 月	2.200 月	4.450 月
	現 行 (B)	2.250 月	2.250 月	4.500 月
	増減 (A - B)	0.000 月	△0.050 月	△0.050 月

3 施行期日について

令和2年12月1日から施行します。

ただし、令和2年12月の期末手当支給月数については、「2.250月」を「2.200月」とします。

4 改正に伴う影響額について

条例改正に伴う影響額は、117,181円の減となりました。

区分	改正前	改正後	差引増減
期末手当	月額歳費×1.15× <u>4.50月</u> =10,546,642円	月額歳費×1.15× <u>4.45月</u> =10,429,461円	△117,181円